

# 3-3

## 生息環境管理



### 3-3-1 鳥類の生息環境管理における前提

鳥獣被害対策における「生息環境管理」とは、農作物被害が生じる背景や理由について、鳥獣の生息環境の面から考え、被害を減らすための環境管理や改善を行うことである。この「生息環境管理」を適切に行うことで、「侵入防止」(3-2) や「捕獲」(3-4) の効果を高めることにもつながるという点は、鳥獣とも共通している。

しかし、鳥を対象とする場合には、獣での生息環境管理とは大きく異なる点がある。それは、3-1でも説明した、「農業害鳥のほとんどは、もともと人里を生息環境にしている」という大前提である。

もともと人里が生息環境であるため、人里から農業害鳥をすべて追い払ったり、駆除したりすることは現実的でない。鳥は飛べるので、山と人里(農地)の間に境界線はないし、獣害対策のように、柵を設けるなどして二次元で囲うことは意味をなさない。ある場所で捕獲(駆除)をしても、そこに食物があれば周辺からすぐに他の個体が飛来(移入)するので、被害の軽減には結び付かない(捕獲については3-4で詳しく解説)。

獣の生息環境管理で行われる、誘引物の除去や緩衝帯の整備を通じて「獣は山、人は里で場所を分ける」という考え方は、鳥類に対しては成り立たない。

### 3-3-2 基本的な考え方

前項を踏まえると、鳥害対策では、農地環境という空間の中で、鳥の生息を許容しつつ、被害を軽減することがテーマであり、鳥類相手の生息環境管理の大きな方向性である。

鳥類が生息するには、食環境(十分な食物があること)と住環境(安心して繁殖や休息ができる場所)の2つの条件が必須である。この条件が、農作物被害を防ぎたい場所で重複してしまったときに、人にとって被害となる。これを重複しないように調整していくことが、鳥害対策における生息環境管理の基本的な考え方となる。

被害を防ぎたい場所と、鳥の生息を許容してもよい場所を、人里の中で時空間的な「強弱」をつけて見出すこと、折り合いをつけられる妥協点を探し、地域全体としてバランスを維持していくことが、広いスケールでの生息環境管理の目標となる。

### 3-3-3 具体的な手段（「強弱」を付けるやり方）

図3-3 鳥類の生息環境管理の具体的な手段

|             |                                          | 広いスケールでの生息環境管理<br>加害鳥を誘導する                 |                             |
|-------------|------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------|
| 「強弱」をつけるやり方 |                                          | 被害を防ぎたい場所で                                 | 生息を許容できる場所で                 |
| 侵入防止        | ・物理的防除<br>防鳥網を張るなど                       | する<br>隙間なく、確実にバリアを張る                       | しない<br>必要ない時期は撤去する          |
|             | ・追い払い<br>防鳥器具の使用など                       | する<br>「慣れ」が生じないように注意して                     | しない                         |
| 捕獲          | ・銃器での捕獲<br>鳥と人との緊張関係を生む                  | する                                         | しない                         |
| 生息環境管理      | ・食環境の管理<br>作付方法の工夫など営農管理<br>稲の二番穂や収穫残さなど | 食べさせない<br>播種は深く、時期をずらすなど<br>秋起こしする、残さは片付ける | 残しておく<br>残しておき、鳥を引き寄せる      |
|             | ・住環境の管理<br>繁殖・休息に適した環境、<br>止まり場、潜み場など    | つくらない                                      | 残しておく                       |
|             |                                          | 居心地の悪さを高める<br>鳥を居着かせない                     | 居心地の良さを高める<br>鳥が安心して過ごせる場所に |
|             |                                          | 場所は、時空間的に入れ替わってもよい                         |                             |

被害を防ぎたい場所では、物理的な防除や追い払い、捕獲により緊張を高めるなどして、居心地の悪い場所としていく。加えて、ピンポイントでの生息環境管理として、鳥の食物になる収穫残さなどを残さない（コラム「カラスの数を増やさないための餌管理」参照）、止まり場（あたりを見渡せる樹木や電柱など）や、天敵からすぐに逃避できる潜み場（やぶ、水場など）をつくらないなどして、鳥が安心して採食・休息できない環境にすることも有効である。

生息を許容できる場所では、物理的な防除や追い払い、駆除は行わない。生息を許容できる期間（収穫後など被害対策が不要な時期）には、防鳥網や追い払い道具は撤収する。加えて、鳥の生息を許容するために、積極的に環境を整備・創出することも有効である。具体的には、稲田では秋起こしをせず、鳥の採食場所となるように落穂や二番穂を残しておいたり、より積極的には代替餌としてくす麦を散布・発芽させたりして「代替採食地」を整備し、そこへ鳥を引き寄せておくやり方がある（4-3参照）。これと同時に被害を防ぎたい場所では追い払いなどの対策をすることで、追い払い効果も高まり、被害を軽減しやすくなる。

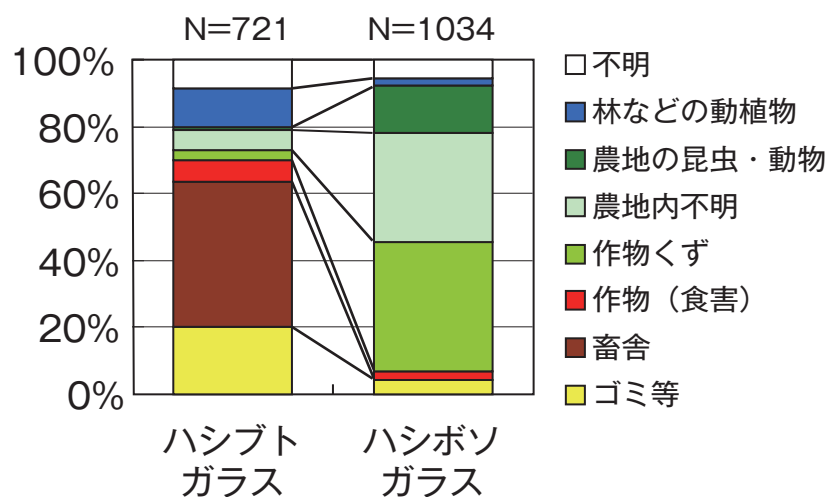
被害を防ぎたい場所と生息を許容する場所、それぞれでとる手段はその場所ピンポイントに行われるものだが、広いスケールでみると、これらはひとつながりの生息環境管理となる。ある場所に対して通年でどちらかの役割を固定することはなく、必要な時期・場所について被害を防ぐ場所とし、そうでない時期・場所は鳥の生息を許容してもよい場所として役割を分ける（4-1参照）ことによって、被害を軽減しながら、農地全体として鳥と共存することは不可能ではないと考えられ、むしろ、もともと人里に生息する鳥との適切な距離感ともいえる。

ただし、農地での生息環境管理によって農業害鳥の個体数が増えることは、意図するところではない。農地に残した収穫残さや、代替採食地を創出する取り組みが鳥の集中を招いて、餌付けのようになっては上手くない。あくまでも、鳥害対策の一環としての生息環境管理であることを念頭に取り組む。

そのためには、定期的に対象鳥類の個体数を調査・記録するモニタリングが重要である。ガン・カモ類など渡り鳥ではもとと渡来数の年変動が大きいため、モニタリングを長年継続し、長期的な個体数の動向に注意していく必要がある。

## カラスの数を増やさないための餌管理

カラスは雑食性で、生ゴミや墓地の供物、作物の収穫残さ、家畜飼料などの餌をめざとく見つけて食べる。このような人の活動に由来する餌は、カラスの食物のかなりの割合を占める。カラスの死亡は春先に多く、畜舎に集まるカラスの数も冬から春にかけて多いことから、冬から春の時期はカラスの食物が不足する時期であると考えられる。この時期に、人間活動に由来する餌が得られれば、自然条件では死亡していたカラスが生存することにつながる。生ゴミ用の素掘り穴には蓋をする、コンポスト容器を使う、墓地の供物は置いたままにせず片付ける、くず野菜や廃果を野積みしない、畜舎・家畜飼料庫・堆肥舎の侵入対策といった、カラスの餌対策を進め、餌量の制限によって地域に棲めるカラスの数の上限を低くすることが必要である。



吉田(2006)農業技術 61(10): 445-449.



生ゴミを捨てた穴



かき園の廃果



捨てられたくずメロン